

令和3年 第100回(定例)神河町議会会議録(第4日)

令和3年3月17日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和3年3月17日 午前9時開議

- 日程第1 第43号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第9号)
日程第2 第46号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第3 第51号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第43号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第9号)
日程第2 第46号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第3 第51号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第4 一般質問

出席議員(9名)

| | |
|---------|----------|
| 1番 安部重助 | 8番 藤森正晴 |
| 2番 三谷克巳 | 9番 藤原裕和 |
| 4番 小寺俊輔 | 11番 澤田俊一 |
| 5番 吉岡嘉宏 | 12番 廣納良幸 |
| 6番 小島義次 | |

欠席議員(1名)

10番 栗原廣哉

欠員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事
副町長 前田義人 真弓憲吾
教育長 入江多喜夫 建設課長 野崎直規

| | | | |
|------------------|-------|-------------------------|--------|
| 総務課長 | 日和哲朗 | 地籍課長 | 藤田晋作 |
| 総務課参事兼財政特命参事 | | 上下水道課長 | 谷総和人 |
| | 黒田勝樹 | 健康福祉課長 | 桐月俊彦 |
| 総務課参事兼情報発信特命参事 | | 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 | |
| | 岡部成幸 | | 保西 瞳 |
| 税務課長 | 長井千晴 | 会計管理者兼会計課長 | |
| 住民生活課長 | 高木 浩 | | 山本哲也 |
| 住民生活課参事兼防災特命参事 | | 町参事兼病院事務長 | 春名常洋 |
| | 平岡民雄 | 病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員 | |
| 地域振興課長 | 多田 守 | | 井上 淳一朗 |
| 地域振興課副課長兼農林業特命参事 | | 教育課長兼給食センター所長 | |
| | 前川穂積 | | 藤原美樹 |
| ひと・まち・みらい課長 | | 教育課参事兼社会教育特命参事 | |
| | 藤原登志幸 | | 高橋宏安 |

午前9時00分開議

○議長（廣納 良幸君） おはようございます。

ただいまより再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達していますので、第100回神河町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。なお、栗原廣哉議員から病氣療養中のため、欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げておきます。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第1 第43号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第1、第43号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。シールドがありますので、マスクを外して報告をさせていただきます。

それでは、3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第43号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）についての審査報告をいたします。

委員会を3月9日に開催し、適正な事務の執行、それから費用対効果、それから財源

の確保、行政効果といった観点から審査を行いました。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定しました。（発言する者あり）

なお、討論はありませんでした。

次に、審査の過程における質疑応答の内容について報告しますので、審査報告書の2ページからを御覧ください。

最初に繰越明許費ですが、障害者自立支援事業の繰越しは、今回補正した自立支援給付システム改修委託料217万8,000円の全額を繰り越しするが、報酬改定は3年ごとに行うので、当初から分かっているのになぜ3月に補正したかとの問いに対しては、3年に1回報酬改定があるので、気がついた時点で補正すべきであったと。繰越しにつきましても、報酬改定の内容がまだ国で決まっておらず、県も承認しているとの回答でございました。

続いて、峰山高原スキー場のゲレンデ緑化工事の繰越しですが、センターハウス周辺の緑化工事693万2,000円を繰り越しする経過、考え方についての質疑があり、A、B、C、3コースの合流地点からリフトの終点部分までの緑化工事は10月末で完成したので、工事費の精算を行ってから、センターハウスまでの緑化を行う予定ですが、11月、12月はゲレンデの準備や積雪があるので、工事ができないし、また芝生の活着も悪いので、繰越しをすることです。4月に準備工事に入り、ゴールデンウィーク明けに植生ネット工事を実施する計画です。この工事をもって、全てのゲレンデの植生が終了するので、雪解けのスピードの鈍化、また降水時の小田原川の濁りの低減にも効果があると考えているとの答弁でございました。

また、繰越明許費に関していえば、会計検査院の繰越しができる基準等の一覧表の配付を受けております。既に皆様方にお配りをいたしております。

次に、地方債補正ですが、大山小学校跡地の公園整備の財源をまちづくり基金繰入金から過疎債に変更しているが、起債許可が得られるかどうかの質疑があり、過疎債については県等との協議の中で、解体工事も含めて一体的に過疎債を充てることになり、起債許可も得ており、過疎債は確保できるとの回答でございました。

次に、歳出の総務費ですが、一般管理費の地方バス等公共交通維持確保対策補助金の増額の詳細についての質疑がございまして、これは、対象路線は粟賀から生野学園までの生野線で、本来なら県単独補助路線で、市町振興交付金の対象となりますが、平成30年10月から令和元年9月30日までの平均乗車密度が1.9人で、市町振興交付金の対象であります交付要件は平均乗車密度2人以上15人以下でございまして、これに達していないので、令和2年度は補助対象にならなかったとのこと。この路線は、生野高校への通学、また公立神崎総合病院への通院にも利用されているので、県の基準で算出した金額を朝来市と神河町で路程により案分して補助をするとの答弁でございました。

続いて、財産管理費の支庁舎の床の改修工事の減額の経緯、また工事内容等についての質疑がございまして、回答では、健康学習室の床はささくれ立って非常に危ないので、改修工事を計画しており、杉材の表面を削ってコーティングをし、さらにもう1回削ってコーティングをして仕上げる方法を考えていたが、削ってコーティングをすると材質が反ってしまって、一、二年でまた同じように悪くなり、または割れてしまうことが判明したので、今回減額をして、3年度予算で硬い材料の合板材に張り替えることにしたとの回答がございました。今後、設計や見積りの徴取、またその内容については十分注意するように要望をいたしております。

次に、企画費の地域おこし協力隊募集事務委託料を減じている事由についての質疑がございまして、当初は、農林業と何かを掛け合わせた新たな事業展開を考えていく協力隊員を募集する思いがあったのですが、2つを掛け持つことと、それから、それで将来生計が立つことは非常に難しかったので、採用には至らなかったとのことでございました。また、地域おこし協力隊の在り方、神河町の現状についての質疑があり、現在、地域おこし協力隊員には行政内部の課題と併せて、地域課題を解決するために活動してもらっていると。地域の課題を吸い上げて、地域おこし協力隊に活動してもらうことを考えているとの答弁でございました。

次に、新しい生活様式への感染症予防対策事業補助金の実績についての質疑がございまして、申請受付の結果では、法人は77件で1,236万500円、それから個人事業主は128件で1,086万2,500円、合計で205件の、補助金額が2,323万3,000円になったとのことでございます。宿泊、飲食サービス、それから卸、小売業の事業所が多く利用されており、宿泊、飲食サービス部門では、経済センサスの全事業所数の約63%の事業所が利用されたという結果になっているとのことでございました。また、補助金を活用しての整備の内容は、空気清浄機、換気設備の設置が多かったとのことで、感染症対策としてのこの補助金の役割は終わったと考えているとの回答でございました。

次に、衛生費ですが、健康づくり対策費のワクチン接種事業に係る傷害保険の内容についての質疑がございました。この保険の対象者は予防接種業務に携わる医師、看護師で、接種を受ける住民等については、国が保険に入っているとの回答でございました。

また、神河町での新型コロナワクチンの接種の予定についての質疑がございまして、回答では、4月17日から接種ができる体制で、病院と打合せをしているが、ワクチンの入荷が遅れる見込みとのことでございます。県から神河町へのワクチンの配達数は、1回目は1,000回分、500人分になりますが、この500人をどのように優先順位をつけていくのか、課内、また対策本部で検討をしているとのことでございます。また、接種券につきましては、3月下旬から高齢者に発送予定で準備を進めているが、国の状況によって、今後変わってくる可能性があるとのことでございました。このように、3月9日の委員会の時点ではこのような状況でしたが、この分については刻々と状況が変

わるということで、後ほどいろんな場面でワクチン接種についての情報が出されるというふうに思っております。

次に、公害対策費の水質調査委託料の減額に関して、融雪剤や下水道施設の統合などの環境変化がある中で、その影響を調べるために、前後のデータを取っておく考えについての質疑がございまして、因果関係、影響等を調べていきたいとの回答でございました。

次に、農業振興費のスマート化促進機材導入補助金でございまして、スマート農村促進事業補助金とスマート山村促進事業補助金の執行条件についての質疑がございまして、スマート農村促進事業の申請件数は、自走式草刈り機が24件、それからリモコン式草刈り機が5件、それから農業用ドローン4件、合計33件で、金額は1,722万9,000円とのことでございます。また、スマート山村促進事業の作業用ドローンは、予定どおり1台の申請でございましたが、森林管理用ドローンは6台予定のところを8台の申請があったので、予備費を充当して8台全てに対応したとの回答でございます。

続いて、林業振興費のナラ枯れ対策業務委託料に関して、峰山区域の防除作業は県と町が実施する区域を分けたのかという質疑がございまして、これに対して、峰山高原、砥峰高原は県のナラ枯れの重点区域になっており、今年度は県有地分を県が実施することになったとのことでございます。来年度以降の実施方法は、まだ決まっていないとの回答でございました。

次に、大河内高原整備費の融雪剤購入の増額補正に関する質疑がございまして、1月20日現在での実績を基に3月中旬までの営業を想定して、積算をして、増額をしているとのことでございます。散布のエリアは町道峰山線で、リラクシアの駐車場周辺道路はMEリゾートが負担しているとの回答でございました。

また、峰山高原スキー場の今シーズンの入り込み客数についての問いがございまして、今シーズンは5万283人の入り込み客であったとの回答でございました。

以上、大まかな報告をしましたが、これら以外の質疑応答につきましては、審査報告書に記載しておりますので、御覧をいただきたいと思います。

以上で、第43号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）の審査報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） ありがとうございます。

途中で止めまして申し訳ございませんでした。開催日時が違っているのではという指摘がありましたので、調べた結果、こちらのほうが間違っておりました。申し訳ございませんでした。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。ありがとうございます。

ました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第43号議案を採決します。本案については、委員長報告は原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり可決しました。

次の日程に入る前に、第46号議案及び第51号議案について、経過を説明いたします。

第46号議案及び第51号議案については、3月2日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明がございました。3月4日の本会議においてそれぞれ質疑を行い、本日、討論と採決を行うものでございます。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 第46号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、第46号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第46号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第51号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、第51号議案、令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第51号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第51号議案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を9時40分といたします。

午前9時18分休憩

午前9時40分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第4 一般質問

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。また、議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっております。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中に関わらず、ブザーによりお知らせし、議長より発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式でこれを行うと定めております。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができると議員に反問できることを認めております。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心得として、発言に当たっては要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めております。

いずれも会議の活性化を図るためのものなので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、5番、吉岡嘉宏議員を指名いたします。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。おはようございます。

それでは、1つ目の質問としまして、今後の新型コロナウイルスの感染症対策について、3つに分けてお聞きします。これまでも委員会等で質問はさせていただいて、重複する部分はあるとは思いますが、ケーブルテレビ等を通じて、町民の皆様にも新型コロナウイルスの対策について理解が深まればよいという趣旨で質問をしておるところであります。

1つ目です。ワクチン接種のスケジュールと内容、そして接種会場はどうなるのかということでお尋ねをします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和2年1月16日に国内で初感染が確認されて以降、3月2日発表の市町別感染者数において、神河町は4名の感染者があったと発表がありました。幸いにもクラスター等の発生はございませんでした。これは町民の皆様が、マスクの着用、手指消毒、そして三密の回避など徹底した感染症対策を行っていただいた結果であると感謝しております。

さて、新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、国の示す基準により、現在、医療従事者から順次接種が始まっております。また、気になっております神河町へのワクチンの配付日についてであります。3月10日に県から連絡があり、4月26日から30日の間に1箱、約500人分のみのワクチンが配付されるということです。それ以降、ワクチン配付の日程については、6月末までに高齢者全員分を配分する予定であると連絡がありました。町民の皆様におかれましては、いつになったら接種を受けることができるのかと気にされていると思いますが、国、県からのワクチン配付の詳細連絡がありましたら、すぐに御案内をさせていただきますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

それでは、個々の質問につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

これまでの3月議会の答弁におきまして、高齢者の新型コロナウイルスワクチンの予防接種の案内については、3月下旬に発送し、4月17日から接種を開始する予定とお答えをさせていただいておりましたが、刻々と変化する国の状況から、案内時期、接種予定日も遅れてきております。最新の状況では、高齢者の新型コロナウイルスワクチンの予防接種につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、4月26日から30日の間に1箱約500人分だけが配付をされると連絡がございました。これを受け、3月11日に町内の4医療機関の院長様にお集まりをいただき、ワクチン接種に関する医療機関との連絡会議を開催しました。現在の状況と計画案について説明をさせていただき、各先生方からの御意見、御提言をいただいたところでございます。また、3月15日には新型コロナワクチン接種対策班会議を開催し、医療機関との連絡会議の内容を踏まえ、500人分についての優先接種対象者を決定させていただきました。

500人の優先接種につきましては、1つ目に、全国的にも感染者が発生すると一番クラスターになる危険性の高い特別養護老人ホームをはじめとした高齢者福祉施設の入所者と、そこに勤めておられる職員、また社会福祉協議会のヘルパー、約230人を対象に行います。2つ目に、感染すると重篤化するリスクの高い65歳以上で、身体障害

者手帳1、2級をお持ちの方、約150人を対象に行います。以上の方で、約380人となります。残り120人につきましては、65歳以上で基礎疾患をお持ちの方を先着順に予約を受け付けることとしました。町民の皆様には、3月下旬から、65歳以上で身体障害者手帳1、2級をお持ちの方に、4月上旬には、全ての65歳以上の方に御案内をさせていただき予定にしておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

また、接種会場につきましては、公立神崎総合病院では、月曜日から金曜日までの平日、午後2時半から5時半まで。神崎支庁舎では、土曜日の午後1時半から4時までを予定しております。ただ、国の動向を見ておりますと、ワクチンの入荷時期が遅れており、予定どおりに進まない状況もあることから、最新の状況を注視しつつ、その都度ホームページ等を使ってお知らせをさせていただきます。なお、現在、接種が予定されているワクチンはファイザー社製であり、16歳未満に対する治験が進んでいないため、16歳以上の方のみの接種を予定しております。今後、アストラゼネカ社製やモデルナ社製のワクチンが入荷、配付されれば16歳未満の方の接種も進んでいくと思われまので、今後の状況を注視していく必要もあります。

以上、吉岡議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。ありがとうございました。

集団接種ということが基本であるということでお聞きをしましたが、そこで確認ですけれども、個人医院での接種というのはもうないのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 現在のところ、個人につきましては検討中でございます。それぞれの開業医の先生方が今後していただけるということになりますと、それが進んでいくというところです。ただ、高齢者につきましては、今のところ、集団接種、一般になりますと個人接種のほうも進んでいくというふうに考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 個人医院は検討中ということで了解しました。

次に、接種券ですね、接種券というものが役場から各個人宛てに郵送をされてくると思うんですけども、その接種券というものを見て予約を健康福祉課に思うんですけども、その予約のやり方、どういったふうに健康福祉課に予約するのか、その内容についてお尋ねをします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。今回の補正予算にも計上しておりますが、予約相談の専用ダイヤルを設置いたします。これにつきましては、広報4月号のほうに御案内もさせていただきますし、今後送る接種券の中にも御案内をさせていただき予定にしております。また、今の時代ですので、インターネットやL I

NE、そういうのを使って予約ができるように、今検討を進めているというところがございます。詳細が決まり次第、お知らせをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。ありがとうございます。検討していただいてありがとうございます。

それと、話が戻るんですけども、接種会場が神崎庁舎と公立神崎総合病院の2か所とありますが、大河内エリアに大河内保健福祉センターというのもございます。大河内エリアの方にとっては大河内保健福祉センターが行きやすいというふうに思うんですけども、その大河内保健福祉センターはなしになった、その理由とか経過についてお教え願います。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。今回のワクチンの接種会場の選定につきましては、ワクチンを冷蔵保存するディープフリーザー、こちらのほうの設置場所が神崎支庁舎と公立神崎総合病院の2か所でございます。大切なワクチンを保管、管理を行うためには担当職員が必ず在駐するということが必要であります。また、ワクチンの移送等のリスクも考えまして、場所のほうを検討しております。また、接種後の副反応であるアナフィラキシーショックに備え、公立神崎総合病院の近くの会場が最適であるというふうに判断をしております。町民の皆様のご利便性ということもありますが、やはり町民の皆様のご命の大切さということをご重要視させていただいて、判断をさせていただいたというところがございますので、御理解のほうよろしく願います。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） それで、場所の選定については了解しました。

今、課長のほうからアナフィラキシーショックという副反応があるかもしれないという話がありました。町民の人向けに分かりやすく、アナフィラキシーショックとは何か、教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

やはり体にコロナワクチンというものを接種をいたしますので、体の中でやはり副反応、外部からのものに対する反応として、やはり蕁麻疹であるとか、あるいはその蕁麻疹が全身に出ることもあります。代表的なのはそういうところのものなんですけれども、ひどい症状が起きますと、やはり粘膜が腫れてくるんです。腫れてくることによって呼吸がしにくくなったり、心臓のほうに影響が起こる、そういったことがアナフィラキシーショックというふうに言われております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 説明ありがとうございました。呼吸困難もあり得るということで、分かりました。

次に、ワクチン接種の交通手段の話ですが、交通弱者の方もおられます。例えば臨時バスを出すとかというような話も健康福祉課からお聞きしとんですけども、臨時バスとかタクシーとか、こういった交通弱者のための対策についてお尋ねをします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。今、考えておりますのは、選挙のときと同様、ワクチン接種のためのコミュニティバスの無料乗車券の配付、それと接種会場行きの無料専用バスの運行を考えております。タクシーというところも考えていたんですけども、国のほうのQ & Aで、タクシーの利用は駄目だというところがありましたので、その分については送迎バスのほうで何とかしたいというふうに思っています。ただ、体の状態が悪くて、車椅子とかストレッチャー、そのようなものが必要な場合には、社会福祉協議会のほうと今話をしております、福祉有償運送、そちらのほうを利用する。ただ、その費用については、町と委託契約をして、本人負担にならないような形で考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 送迎バスの件、了解しました、分かりました。

それと、次に、インフルエンザの予防接種は毎年あるわけでありましたが、この新型コロナウイルスの予防接種というのも、これ、毎年あるもんなんじゃないかな。毎年あればよいと私は思っんですけど、それについてお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。その件につきましては、今回の有効期間がいつまで持続するかというところですが、ただ、まだ接種が始まって期間が短いというところで、このワクチン接種をして、いつまで効果があるのかというのが今後見えてくると思います。それによって結果が出ますが、多分、来年度も予防接種が必要であろうというふうには考えます。正式なお答えになりませんが、以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 来年も恐らくあるであろうということで、少し安心をしました。

それと、このたびのワクチン接種は、あくまでも本人同意が必要ということであります。したくないという人にもいろいろ理由はあると思うんですね。例えば糖尿病を持っているとか、そういう基礎疾患のある人という人がためらわれると思うんですけども、基礎疾患のある人こそ受けておかないと、一旦新型コロナウイルスが体内に入り、発症すると、重症化してしまうという恐ろしいケースがあるので、基礎疾患のある人は特に受ける必要があるんじゃないかと思うんですけども、そのことで、発症予防効果が、イ

インターネットで見ると95%、発症の予防効果は95%、すばらしい数字や思うんですね。これについて、受けたくないって言われる方について、健康福祉課としてどういうケア、受けられたほうが良いと思いますよとか、そういったことが私は必要やと思うんですね。最低でも、電話の1本でもして、何で受けてないんですかというて僕は聞くべきかなと思うんですけども、その辺の対処、健康福祉課、どうでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。先ほど吉岡議員言われましたとおり、基礎疾患をお持ちの方につきましては、ワクチン接種に不安をお持ちの方がたくさんあると思います。その方については、事前にかかりつけ医に相談をさせていただいて、こういう状態ですが、ワクチン接種をしても大丈夫かというところはかかりつけ医の方と相談の上で判断をしていただきたいというふうに思います。

ただ、集団免疫を確保するというところを考えると、やはりできるだけ多くの方が接種していただきたいというふうに思います。原則としましては、接種は本人同意というのが原則ではありますが、町のほうとしましては、案内チラシやホームページ等できっかりと効果と副反応についての理解をしてもらおうと。また、主治医がおられない方につきましては、専用の相談予約ダイヤルを設けてます。そちらのほうで保健師のほうで相談に対応させていただいて、できるだけ多くの方が接種していただけるような、神河町として集団免疫が確保できるような取組をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。集団免疫でコロナウイルスをね返すということで話は分かったんですけども、ちょっと僭越な話ししますが、予定されとったらそれでいいんですけども、このたび本当に、もうひどい新型コロナウイルスの強い力によって、世界中がえらいことになっています。ドイツのメルケル首相が、自分の言葉で、国民に今は耐えてくださいと、政府の言うことをどうか実行してくださいと、自分の心で、真心で演説をされとるんですね。すごいなと僕は思ったんですけども、そのとおりしていただきたいということじゃないんですが、我が町にはケーブルテレビがございます。ケーブルテレビの放送で、専門的なことになりますから、健康福祉課の保健師さんか桐月課長かどちらになるんか分からないんですけども、ワクチン接種についての必要性、そして、先ほどの私とのやり取りをやった細々した方法、そして、テレビに映ったときに、接種券いったらこんなもんですよ、こんな大きい封筒で、こんなもんがお宅のほうに来ますよ、こういうふうに書いてくださいねとかいうふうで、町民に、せっかくあるケーブルテレビで訴えてもらおうと非常にいいかなと思うんですけども、そこら、御予定とかお考えとかどうですか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。ありがとうございます。

す。ぜひ、そのような機会をつくりたいというふうに思います。前向きに検討したいと思います。

ちょっと今日、持ってこさせていだいたんですけども、皆さん方のお手元に届く接種券を入れた封筒なんですけども、白地に赤字で新型コロナワクチン接種券在中というのをお送りさせていただきます。中に2回分の接種券、バーコード入りの接種券、こちらのほうが届きますので、これを会場のほうに持ってきていただくという形になります。また、その内容につきましては、同封の文書のほうにも詳しく書かせていただいたり、Q&Aなんかも入れさせていただきます。ぜひ、皆さん方に十分に浸透、理解していただくように、そのような方法も考えていきたいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。そしたら、①についてはこれで終わります。

質問の②番でございます。神河町の感染者数は、3月3日現在、4人であり、他市町と比べて少ない数である。しかし、県内では1月14日から2月28日まで緊急事態宣言が発令され、1日に200人以上の新規感染者数が数日続きました。兵庫県からの患者の受入れ要請の有無はどうだったのでしょうか。また、受け入れた場合、公立神崎総合病院内の受入れ体制、医療機器であるとか人的体制とかはどうだったのでしょうか。そして、ほかの入院患者、外来患者との隔離とかはうまくできていたのでしょうか。以上、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、御質問にお答えします。議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況としましては、当町は、都市部に比較すれば、確かに軽度で済んでいるとも言えますが、ワクチン接種をはじめとする今後の対策については、これまでと同様、都市部と同じ危機感、同じスピード感で進める必要があると考えています。

そのような中でも、住民の皆様におかれましては、我が町には神崎総合病院があるという安心感がおありのことと存じます。そこで、病院においては、協力医療機関としての新型コロナウイルス感染症患者に向けた検査、受入れ、療養といった業務はもちろんのこと、今後のワクチン接種事業についても、行政と連帯する形で、郡内唯一の総合病院として、また、唯一の公立病院として、強力に対策を推進する必要があると考えております。

以上が質問に対する私からの回答とさせていただきます。詳細につきましては、病院事務長から補足させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 公立神崎総合病院、春名事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。先ほど町長か

ら回答した内容につき、補足いたします。

まず、御質問の、県から患者の受入れ要請の有無はについてお答えします。病院は、今、大きな岐路に立っております。大変恐縮ですが、お答えさせていただく前に、一つお願いをさせていただきたいと思っております。このたびの一般質問の通告を受け、その内容が当院の患者様や職員の心理的な負担となる可能性が考えられるため、院内において、回答の在り方について時間をかけて議論をいたしました。

新型コロナウイルス感染症、以降、コロナと省略させていただきますが、コロナの県内発生から、発生当初から、現場の第一線で働く職員を中心に、感染リスクのみならず、誹謗中傷に対しても強い懸念があり、今回、回答することに対し否定的な意見が根強くございました。否定的な意見としましては、やはり、近所に知られると、家族も含め、誹謗中傷の対象となるかもしれないということです。また、住民が疑心暗鬼となり、病院離れが進むのではないかという住民の立場からの意見もありました。しかし、病院としましては、議論の結果、これを機会に公立病院としてしっかりと説明責任を果たし、町民との信頼関係を築いていこうという方向にかじを切りました。これが、冒頭で申し上げました大きな岐路に当たります。

ここでお願いです。とにかく、第一線で働く職員にとっては、非常につらく、悩ましい質問であるということを御理解ください。そして、今回の回答を契機としまして、議会、行政、そして町民が心を寄せ合い、みんなで町内における誹謗中傷をなくすために、万全の対策を講じていかなければなりませんので、何とぞ御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、回答に移らせていただきます。議員御指定の期間、つまり、令和3年1月14日から2月28日までの間ですが、当院では、県からの要請により、6人の患者様を受け入れました。第一波まで遡りますと、2月28日までの約1年間、合計で23人を受け入れました。重症度合い別の内訳は、重症3人、中等症10人、軽症10人でした。この23人を期間で区切りますと、10月までが2人、11月以降で21人となります。10月までが2人と少ないのは、第一波に際しましては、職員の不安が非常に強い時期でもあったため、まずはハード整備に注力し、受入れ開始をやや遅らせたためです。しかし、体制が整うまでの間におきましても、発熱というだけで行き場を失った患者様を積極的に受け入れるなど、公立病院の責務は果たしたものと考えています。なお、全期間で受入れ要請は36件ございましたが、13件、先ほどの23件との差ですが、13件は満床等のためお断りをせざるを得ませんでした。

次いで御質問、受け入れた場合、公立神崎総合病院の受入れ体制はということについてお答えします。

基本的には通常のスタッフ体制で受け入れましたが、状況により応援職員を投入し対応いたしました。また、病床は、個室のコロナ専用病床を設け対応しました。令和2年2月から1床で運用を開始、6月以降、現在まで4床で運用中です。なお、全てのコロ

ナ病床には簡易陰圧システムを導入し、H E P Aフィルターを介して室内を常時陰圧、この陰圧と申しますのは、室内の空気をポンプで吸引しまして、外よりも気圧を若干低くするというのを陰圧と呼んでおりますが、常時陰圧にして、室内の空気が廊下側へ漏れないように対策を講じました。また、患者様の症状により、酸素吸入、人工呼吸器などの機器を使用しましたが、多くの軽症者には特に必要となる機器はなく、主に症状監視にとどまりました。

その他の医療機器としましては、治療というよりも主に感染防止策として、病棟、外来問わず、令和2年度補正予算で審議いただいた機器を大いに活用させていただきました。例えば検査の場面では、皆さん御存じのP C R分析装置です。それから、外来の場面におきましては、玄関に設置の非接触型自動検温システムや、H E P Aフィルター付きのパーティション、これは患者さんの前後をパーティションで挟んで、局所的に空気の流れをつくり、H E P Aフィルターでウイルスをキャッチするというものですが、これを導入し、また、入院の場面では、先ほど申し上げた簡易陰圧装置を活用しています。さらに、近々導入されることとなりますが、患者様の退院後には紫外線照射システムによって、病室全体を除菌できるようにということで、国・県の補助金を活用して万全の体制で臨んでおり、スタッフの心理的な負担もかなり軽減されるとともに、患者様の安心にもつながるものと考えています。

なお、多くの地元企業や住民の皆様からは、寄附金をはじめ、マスクやフェースシールドなどの防護具、それから生產品といった多くの寄贈をいただき、職員一同、その温かい応援に勇気づけられ、ここまで乗り切ってきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

次いでのご質問、他の入院患者、外来患者との隔離はうまくできているのかについてですが、まず、コロナの入院患者様は、入院時から療養中においては、他の患者様とは接触しないよう、ハードウェアによる隔離と陰圧換気を併せた療養環境を整備しました。また、ハード対策のみならず、ソフト対策として、関係スタッフに対する徹底した感染防止教育、例えばコロナの理解に始まりまして、対策の検討、マニュアルの作成、防御着、これはガウンと言ったりしますが、防御着の着脱トレーニングなどを徹底してまいりました。これらのハード、ソフト両面の対策が奏功し、院内感染は全く発生していませんので、安心して御来院いただければと思います。

以上、先にお願ひ事から始めるなど大変失礼いたしました。何とぞ御理解をよろしくお願ひします。

最後に、繰り返しますが、現場の職員の懸念、これが現実のものとならないよう、議会としましても御支援をよろしくお願ひいたします。

以上、吉岡議員の御質問への補足回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 丁寧な、また、微妙な私の質問に力いっぱい答えていた

だきまして、ありがとうございました。質問するんですけども、当然されてると思うんですが、神崎総合病院の職員全員へのPCR検査、これはされていると思うんですけど、あえてもう一回聞きます。

それと、神崎総合病院で一般住民のPCR検査、これはできるのでしょうか、どうなんでしょうか、PCR検査についてお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。それでは、PCR検査を職員全員に対して行ったのかというところですけども、まず、御理解いただきたいんですが、PCR検査の検査といいますのは万能ではございません。そして、絶対でもございません。ということで、感度が70%と言われておりますので、この70%と申しますのは、全て陽性患者ということを前提に検査を行っても、30%については偽陰性、つまり、本当は陽性なのに陰性の結果が出てしまうというようなものがPCR検査となっております。逆に言えば、一定の確率で疑陽性も発生しますということですので、本当は陰性なのに結果は陽性のような結果が出るということなんですけども、その場合、疑陽性者には、例えば自宅療養を指示したり、あとは誹謗中傷のようなことにも発展をする可能性などもあるということで、やみくもに行いますと一定のマイナスの点も出てきます。ということで、当院では行っておりません。

さらにですが、莫大な経費がかかるんです。職員約300名、1件約8,000円ぐらいかかりますので、掛け算しますと250万から、いろいろ公費、経費含めると300万ぐらいですね。その辺りが1回につき発生してしまいますので、さらに、1回やっただけではこれは意味がない、その時点での結果でしかないので、極端なことを言えば、毎日やらないと意味がないというものになりますので、非常に経費面からも、実際、手をつけるのは厳しい内容のものになります。ということで、当院では、全員に行うのではなくて、意味のあるタイミングで意味のあるターゲットに対して絞って行って、信憑性のある結果を出すということが重要と考えてますので、そのように運用をしております。以上です。

もう1点ですね。一般、PCR検査ですが、当院ではビジネス目的です。それと社会福祉施設への入所目的に限って、PCR検査を実施させていただいております。証明書料とか消費税等含めて、2万3,000円で実施させていただいております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。ありがとうございました。

次は、単純な質問をするんですけども、神河町民がもし感染すれば、優先的に公立神崎総合病院に入れるのか。誰しもが近いところで入院生活を送りたいのという意味でお聞きしました。よろしくお願ひします。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。議員御質問の、

公立神崎総合病院への優先的な入院は可能かどうかというところでございますが、まず、当院は、県指定の協力医療機関としまして、保健所や新型コロナウイルス入院コーディネートセンター、これ、略してCCC-Hyogoなどと呼んでおりますが、保健所やCCC-Hyogoと連携する必要があるとしまして、当院独自の判断による入院と、受入れということはできないことになっております。このため、これまでと同様、これらの保健所とかCCC-Hyogoと連携して、受入れ要請に対し可能な限り応えていくという形で貢献していきたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。ありがとうございます。

それでは、この2番の質問の最後になるんですけども、先ほどから病院関係者の人権を守るという話が出ています。全くそのとおりだと私も思っています。そういった中で、私もインターネット等で調べました。加東市が、県内で初めて患者に対する誹謗中傷を禁止する条例というものを策定し、2月9日に可決ということで、明石市も考えておられるということでもあります。神河町は「人権尊重のまち」宣言をしている、人権文化のかおる町を目指している町であります。先ほどの事務長の答弁にあったように、病院関係者、看護師さん等を中心に、非常に誹謗中傷の危惧をされているということをお聞きしたので、神河町の町民性からいうと、非常に人懐っこくて穏やかな町民性やと僕は思うんですね。だから、誹謗中傷というのは、まず可能性は低いと僕は思うんですけども、念には念を入れるということで、今言いました誹謗中傷を禁止する条例の制定、こういったものはどうでしょうか。これは、町の執行部になってくると思いますが、町長か副町長か、どちらかお答えをお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。貴重な情報、御意見ありがとうございます。現在、やりますやしませんというのは即答できる状況にはないです。大変重要なことだと思っております。広く、コロナにかかわらず誹謗中傷というのは駄目なことであるというふうな観点の考え方もあるのかなと思いますので、ぜひ、一度、検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） それでは、役場内で、本庁のほうで検討のほどよろしくをお願いします。

それでは、③番に移ります。町内での自宅療養者ゼロの備えとして、公立神崎総合病院への優先的な入院、あるいは一時的に隔離できる施設の準備が必要と思っておりますが、どう考えておられるかお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。吉岡議員の御

質問にお答えします。先ほどの回答と重複いたしますが、まず、当院は県指定の協力医療機関ですので、保健所や新型コロナウイルス入院コーディネートセンターと連携する必要がございますので、当院独自の判断に基づく受入れはできないということとなっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。自宅療養のことで少し話をし、提案になると思うんですけど、こういうことなんですね。町外の方ですけども、コロナ陽性者になって自宅療養された人と話をやり取りをして思ったんですね。もしも今後、コロナ第四波、これが発生しないとも限りません。発生した場合に、県内の病院の、神崎病院も含めて、県内病院がパンクしたと、もうこれ以上入院ようさせませんよとなった場合、どうなるか。自宅療養になるんですね。自宅療養になると、隔離するんですね、家の中の小屋とかプレハブとかね。何せ、接触せんようにするんで、家族も本人も、肉体的にも精神的にも、約2週間、くたくたになるそうです。で、例えばホテルとかコテージとか、そういったところに避難できるような、隔離してもらって生活できるようにせんと、家の中がむちゃくちゃになるらしいですね。ほんま疲れ果てたと本人は言っておられました。

そういったとこで、ホテルとかコテージ、今言いました分ですけども、兵庫県とかCC-Hyogoが考えることだとは思いますが、そこらですね、我が町にはコテージあるとこが何か所かありますし、ホテルもございますんでね、県の指導に従うとは思いますが、町としては兵庫県に対して、町としては自宅療養者が出そうやけども、こういう準備をしています、指定してもらえますかとかね。要らん心配すんないいう話かもしれませんが、こういうことがあるんで、ちょっと自宅療養者が出そうになったときに、それを阻止するために町内のコテージとかホテルの利用、こういったことの提案なんですけども、ここら、どうでしょうかね。じゃあ、健康福祉課で。

○議長（廣納 良幸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。神崎郡3町につきましては、中播磨の健康福祉事務所のほうで、その方の症状、無症状なんか、軽症なんか、中等症なんか、重症かというところを判断をしてもらいます。それによって、今言われたとおり、自宅療養になるのか、ホテル隔離になるのか、入院というふうに割り振りをされるんですけども、もし、自宅療養の場合、原則は家のほうでということですけども、町独自でホテルとかコテージとかそれを確保してということになりますと、本人さんだけがもしそこで療養された場合、全国的にも急変をされている方もおられます。となりますと、やはり定期的にその方の状況を確認する職員、人も必要になってきます。それが実際賄えるかというところがあります。自宅でありますと、やはり家族とかが一緒に生活されていますから、もし急変した場合でもすぐに連絡、対応ができるというところがありますので、その辺につきましても、保健所のほうとも相談をさせていただきながら

となりますが、なかなかそれぞれの自治体独自でそれを確保して、その方に対して職員が対応できるかということも非常に難しいところもありますので、今、議員提案がありましたことについては、また、県のほうとも、健康福祉事務所のほうとも、こんな話もあるんやけどというところで相談はさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。実際問題こういうことがあるんだという私の投げかけということで、よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番に入りまして、公立神崎総合病院の経営改善計画について、現在の進捗状況についてお尋ねをします。よろしく願いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、御質問の公立神崎総合病院の経営改善計画についてお答えします。まず、病院の近年の経営状況についてでございます。年々、入院、外来患者数が減少し、厳しい状況が続いていますが、そこへ新型コロナの大波が寄せてきており、病院経営に大きな打撃を与えているといった状況下にあります。町としましても、精いっぱい支援を続けていますが、いつまで今の規模の支援を続けられるか、町としても厳しい判断を迫られているところです。

今年度より、県から新事務長を迎え、鋭意、経営改善に取り組んでいるところではございますが、一進一退、当然、一気に改善するものではございません。ぜひともこの地に病院を残すんだという気概の下、全職員でアイデアを出し合い、我慢もしながら、一方では、経営形態の変更も視野に入れながら、一歩ずつ着実に改善の道を歩むしかないと考えております。

以上が私からの回答とさせていただきます、詳細につきましては、経営改善の具体的な進捗も含め、病院事務長から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。先ほど町長から回答した内容につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、経営状況について、近年の状況の総括を申し上げます。まず、年々、入院、外来患者数が減少し、医業収益が低下しております。そして、その結果として、医業収益に占める人件費など、固定経費の割合が高止まりするなど、運営を圧迫し、資金繰りが厳しい状況です。しかし、これまで一般会計から多額の繰入金をいただき、何とか乗り越えてきたところです。今後、経営改善を推進し、病院が一日も早く自律的な運営ができるよう対策を急ぐ必要があるということになるかと思えます。

一方、改めて当院の運営を俯瞰しますと、地理的要因などによって、幾つか構造的な不利な点があると思われれます。例えば、入院より単価の低い外来に患者が偏っておりまして、業務量が午前偏った結果、午後の活用が不十分という点、それから、救急受入

れや患者紹介が停滞しており、地域の医療機関等とのつながりが希薄化している点、そして、職員の高齢化や人事の固定化の影響によって、運営が非活性化している点などです。

しかし、さらに、これら不利な点について、本当に避けられなかったのかと掘り下げますと、やはり、デファクトスタンダード、つまり、業界標準的な考え方を取り入れて、変化する努力が不足しているということになるかと思われれます。特に、今年度につきましては、そこへコロナの影響がのしかかってきており、さらに状況悪化に拍車をかけているというところではあります。

しかし、赤字額の大小よりも顕著でありますのが資金繰りの悪さです。今年度、4月、5月、非常に業務量が落ち込みましたけれども、その4月、5月の業務量から決算を見込みますと、最悪、もし、借入れもできないと想定すればですが、最悪、11月頃に資金ショートしてもおかしくないという状況でした。患者数が一定回復したこともありますが、そこへコロナ対策として、国で減収対策企業債の創設、それから、一般会計からの繰入金増額、そして、下水道事業会計からの一時借入れ、国、県の補助金の創設など、内外の御支援をいただいて、何とか決算を締めくくることができそうだという状況ですので、今年度はまさに医業外収益に助けられた、企業債という借金に助けられたという年度だったと言えます。

次いで、本題の経営改善の取組についてです。経営改善の取組としましては、まずは、先ほども申しましたが、資金繰りに待たなしということですので、すぐにできること、そして効果が大きいものから先にとという大きな方針で進めてきました。また、推進組織としまして、町に病院経営改善対策本部を設置し、院内のみならず町として議論し、決定してきました。

主な決定内容としましては、まず増収対策として、診療報酬の上位基準の取得、これが想定ですが、年250万円相当の増です。それから、午後健診、これは午後の人間ドックを指しますが、これの推進、これが年200万円相当。それから、入院期間の柔軟な運用、これが最大で年数千万円ぐらいの増収になる、などがございます。

そして、経費削減対策としましては、電力供給契約の見直し、これが年900万円相当。それから、非常勤医師による不採算診療科の廃止・縮小、これも年900万円相当。非常勤医師のタクシーによる姫路駅からの送迎を縮小、これが年350万円相当。それから、高額医療機器購入計画の見直し、これは、今年度につきましては3,500万円。それから、交際費の適正化。これが年100万円相当。通勤手当支給の適正化、これも年100万円相当などであり、できるところから着手してきました。

その効果としての実績は、ほとんどが令和3年度、来年度に現れるものですので、今年度は僅かな額ということではあります。それから、特に増収対策のほうは、コロナの入院対応を優先した関係で、病床運用を一部制限する必要があったため、増収努力が相殺されてしまい、ほとんど数字には表れていません。

いろいろと厳しい中でも、今年度、数少ない、よかったことが2つございます。1つは入院単価の向上です。対前年度で2,000円となっております。プラス2,000円です。単価の向上によりまして、入院収益が前年度実績に近いところまでは回復しました。単価の向上の要因としましては、1つは、救急医療管理加算の算定体制の強化。これが約800円のプラス。それから、入院基本料の向上、これがプラス400円。入院基本料の上位基準の取得、これが100円。手術単価の向上、これが500円、その他となっております。

よかったことのもう一つは、健診センターによる午後の健診の推進です。その効果としての数字はともかく、今後の経営改善におけるモデル的な取組となったと考えております。どのようにモデル的かと申しますと、先ほど申し上げました午後の活用が不十分という点の改善策の一つとして、我々経営陣は、現場に対してきっかけを与えたというだけなんです、あとは現場主導によりまして、自主的、積極的に調整がなされて、それに対して、医師をはじめとする院内の理解が得られたという取り組み方自体がすばらしかったということです。

一方、経費削減策の効果としての数字は、来年度には現れますが、たかだか年に3,000万から4,000万というところにとどまってしまう。来年度以降、さらに踏み込んだ対策が必要となると考えております。

実は、経費削減の効果につきましてお伝えすべき点は、先ほど申しました年3,000万とか4,000万の数字ではなくって、実質、たかだか半年ほど取り組むだけで、それだけの額が削減できるという余地を残していたというところがお伝えしたい点です。もしも、後から考えればなんです、数年前から取り組んでいたら、今回の企業債も借る必要なかったのではなかろうかということも言えようと思います。

また、先ほど御報告した幾つかの削減項目は、あくまでも無駄遣いをやめたというレベルのものばかりですので、比較的取り組みやすかったということも言えます。残念ながら今年度は、構造的な部分、本質的な部分には着手をできていないところです。しかしながら、今後求められるのは構造部分の改善ですので、理解が得るのが難しい要素が多く入り込んできます。まさに総合的に優先劣後を判断し対応するという難しさを克服する必要が出てこようかと思っております。来年度より、ペースを上げて取り組んでまいりたいと考えております。

次いで、経営形態の変更についてです。経営改善の手法の一つでありまして、公務員の人件費削減のためのほぼ最終的な手段、これが経営形態の変更だと考えております。短期的な効果を期待できるものではないことは承知の上で、このまま町立病院で継続して運営していけるのか、または独法化、地方独立行政法人化ですが、独法化し、そのタイミングで、規模を一気に身の丈に合わせるのかという組織の構造的な部分の検討に入らざるを得ない状況です。この経営形態の変更についてですが、例えば先ほど申しました独法化というのもございますし、その前に、現在、地方公営企業法の一部適用なんで

すが、その全部適用という道もございます。それから、企業団という選択肢もございますし、はたまた民間病院への吸収ということもなくはございません。そういった、今申し上げましたが、後ろに申し上げたもののほうが経営の自由度は高いということになりますので、今後、当院がどこを選択していくのかというところが肝となってまいります。そして、昨年度までは、意識改革が必要であるというところまで、結論が出ております。今後、さらにその先へ進めていきたいと考えております。

詳細検討の前の現段階でも確実に言えること、それは、経営形態を変えたからといって、それだけでは状況は変わらないということ。職員の意識改革や、先ほど申し上げた構造的な不利な点の克服、そのための院内制度の見直しやルールづくりといったあたりを行っていかないと、仮に改善できたとしても、それは一時的なものに終わってしまうというところがございます。

町長がとある会議で言われました。みんなが少しずつ我慢して乗り切ろうということです。これを日々どこまでみんなが意識できて、医師を中心とする職員皆がどこまで我慢できるかにかかっていると云えます。

最後に、改めて町立病院は誰のものかと考えた場合、例えば株式会社は誰のものかといったときに、株主のものである。社長や従業員のものではないという言い方をされますが、それからすれば、やはり町立病院は町民のものであると考えます。今後、当院の進むべき……。

○議長（廣納 良幸君） 申し訳ございません。最初申し上げたとおり、60分を過ぎました。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） はい。

○議長（廣納 良幸君） 申し訳ございません。

これで吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時43分休憩

午前11時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、1番、安部重助議員を指名いたします。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部でございます。シールドがしてありますので、マスクを外させていただきます。

議長の許可を得ておりますので、質問をさせていただきます。2015年、平成27年に、防災行政無線整備に係る協議、設計業務に取り組みました。当時、ケーブルテ

レビ放送は整備されておりましたが、風雨、雪害や倒木による災害が発生し停電になったときには、住民の皆様への情報が途絶える心配がありました。町執行部から、防災行政無線の第1の目的として、停電してもバッテリーにより数時間は通信可能となり、発信される情報が家庭内でも受信することで町民の安心感が確保できるとして、整備の必要性が説明されました。町民の多く、特に高齢者の方は、ケーブルテレビ電話は、町内であれば無料で通話ができ、大変喜んでおられ、今までどおりのシステムを継続してほしいとの意見も多くありました。しかし、災害を想定すれば、やはり安全、安心の確保が第一優先であることから、防災行政無線システムへ同報系の導入に私たち議会も賛同したところであります。

防災行政無線はすばらしい設備であります。放送システムにおいて、不具合による多くの苦情が寄せられています。火災発生時に外部拡声機では放送が聞こえたが宅内では放送がなかったり、朝、夕の定時放送、ラジオ体操、区長お悔やみ等の放送、その他、放送時の雑音や音声の途切れ、無放送など、多くの方から苦情や問合せがあります。何度か常任委員会でも質問をさせていただきましたが、なかなか改善には至っておりません。整備後4年になりますが、一向に改善が進んでいない状況に、住民からは諦めの声も聞こえます。昨年5月、町ぐるみ健診申込時に防災行政無線不具合調査アンケートも実施されましたが、その調査結果集約の報告も受けていません。町民の皆様にごどのように説明したらいいのでしょうか。

整備工事費用として、約5億3,200万円を投資され、現在までに合計で約5億6,900万円の費用を要しています。電気代、公有建物等災害共済保険料、防災行政無線電波使用料、N T T回線使用料等、これらは経常経費、必要経費としてやむを得ないでしょう。戸別受信機屋外アンテナ等設置委託料、延長外接箱ハンドセット通信不良修繕費、これらは通常であれば発生しない費用で、無駄な出費と言わざるを得ません。予算を組む中で、不具合対策費用はまず考えられません。そのために、保守・点検、メンテナンス業務委託料があります。保守・点検をしっかりとっておれば機械も長もちするし、早期に不具合が見つければ、安価な経費で済むのではないのでしょうか。このような観点から、防災行政無線安定放送と経費の抑制を問います。順次6点について伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目は、アンケート用紙の配付から集約、そして役場への提出。通常であれば区長さんを通じて、御無理をお願いするかと思うところですが、町ぐるみ健診申込書と同時に配付、集約は、健康福祉課との共同作業で、すばらしい発想、連携プレーであったと評価しております。しかし、残念ながら、集約、まとめの報告がまだ出されていないのが、遅れていることに、せっかくの評価が台なしになってしまった、そんな思いであります。よって、昨年5月の防災行政無線不具合調査アンケート集約結果を問います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、安部議員の御質問にお答えさせていただきます。私のほうからは総括的な答弁をさせていただいて、個々の詳細説明について、担当参事のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お答えさせていただきます。

防災行政無線は、緊急防災減災事業債を活用し、平成27年度に設計、28年度に整備工事、平成29年度から稼働を開始しております。それまでの放送システムは、ケーブルテレビ回線を利用したいわゆる有線方式のものであり、停電やケーブルの断線があると放送ができないといったリスクがありました。そこで、告知放送システムの老朽化に伴う更新に合わせ、断線のリスクなく放送を発信できる防災行政無線システムを導入し、ケーブルテレビ電話の廃止も含めて御理解いただき、整備させていただいたところ です。

防災行政無線の整備により、ケーブルの断線等による通信の途絶えの心配はなくなりましたが、一方で、このシステムは電波を利用したものであり、家の中の電気製品や屋外の電線等から発せられる電磁波、いわゆるノイズの影響により防災無線の電波が阻害される場合があります。システムの供用開始以降、住民の皆様から、放送が入らなくなった、あるいは途切れるといった苦情が多くありました。平成30年度には専門業者に委託し、町内全域への電波の発信状況を調査いたしました。電波そのものに異常はなく、また、基地局から距離がある地域にも再送信子局を中継し、放送に必要な強さの電波が行き渡っていることを確認しております。改めて、この点について、まず確認を再度お願いしたいと思います。

したがって、各戸における不具合は家の内外から発せられるノイズが原因であり、不具合があれば、その都度電波の受信状況を確認させていただき、戸別受信機の設置位置を変えていただいたり、それでも改善されない場合は、屋外アンテナを設置させていただくことで改善を図ってきました。安部議員からは、これまでも何回か民生福祉常任委員会で防災行政無線の不具合について質問や要望をいただいております。毎回、不具合の件数や対応状況を説明させていただいております。不具合件数は年々減ってはおりますが、ゼロという状況には至っておりません。しかし、繰り返しになりますが、放送の途切れや雑音といった不具合はノイズによるものであり、不具合を改善し、問題なく電波が受信できていても、家の内外のその時々の変化により不具合が発生することがあり、これについては、その都度個別に改善を図るしか方法がないわけであり、

住民の皆様には、常に毎日の町からの放送、随時の地域からの放送に御留意いただき、不具合があればすぐに担当課のほうへ御連絡いただきますよう、引き続き啓発に努めていきたいと考えております。

それでは、個々の質問につきましては、防災特命参事から説明させていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。そ

れでは、安部議員の防災行政無線についての1つ目の御質問にお答えいたします。

お手元に、昨年5月に実施いたしました防災行政無線不具合アンケート、あわせて、その表に記載しております。毎年11月に町消防団に協力をお願いした受信状況の調査結果も併せて記載しておりますが、そのペーパーを配付させていただいております。

まず、5月のアンケートのうち、放送が全く入らないと、受信機そのものがないと回答があったお宅がありましたが、そのお宅には連絡を取りまして、不具合の解消と戸別受信機の貸与の手続きを取らせていただきました。

また、放送が途切れる、あるいは雑音があるという回答が非常に多くございまして、引き続き状況の確認はさせていただいておりますが、その一環として、先ほど申しました、消防団の火災予防点検で町内全戸の受信状況を改めて確認いたしました。それが、この表の一番右の欄でございます。この調査では、放送が聞き取れるか聞き取れないか、この2つの項目で調査をさせていただいたわけですが、その結果、聞き取れないというお宅が18件ありました。この18件については個別に連絡を取り、改善に向けた対応を行っております。

以上、安部議員の1つ目の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 集約結果、ありがとうございました。

これでちょっと見るんですけども、今、集約の結果を見ますと、4,187戸に配布し、2,860の回答を得たということでございます。68%の回答で、まずまずかなと思ってるんですけども、この中で、やはり地域によっては、村によって結構固まって全く入らないとか、そういうもんが見つかるのかなと思ったりもするんですけども、受信の途切れ、これが一番大きい、と雑音が多いという状況が出ております。この中で、もしこれ加入されておられない方があるということで34件、この方についての対応はどういうふうにされておるのかどうか、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。防災行政無線の戸別受信機がないというお宅が、このときの調査で34件ございました。基本的に町内に在住されておられる方につきましては、全世帯に原則1戸に1基ずつ戸別受信機を貸与させていただいておりますが、34件の方が受信機がないという結果が出たんですけども、これについては、転入されたときにその御案内が少し漏れていたのかなという部分、あるいは分家等をされて新築されたときに申請漏れがあって、戸別受信機が行き届いていなかったのかなというのが原因かと考えております。そのお宅につきましては全て連絡を取らせていただいて、戸別受信機の配付をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 今のを聞きますと、集合住宅とかアパート等にはまだ入

っていない方がたくさんあるように思うんですけども、そういう方にもできるだけ、やはり宅内放送が聞けるように設備をしていただきたい、そういう要請は十分していただきたいというふうに思います。

次に、2点目の、アンケート調査の結果を踏まえて、不具合、放送の未放送、放送中の途切れ、雑音等の原因調査はどのようにされているかをお尋ねいたします。

関西電力、今まで説明を多く聞く中で、今現在はほとんどの家庭がオール電化という状況になっているところが多いと思います。そういうことによって、やはりノイズを発生する器具が多くなると、当然であろうかと思えます。しかしながら、ノイズがそれだけ多く発生するということは、人体にも影響するようなノイズが発生しとるんかなと今思うんですけども、現代の機械のいろんな状況であれば、それなりの安全性も確保されていると思います。しかし、ノイズと体の安全はちょっと別に考えた場合に、やはり電波を阻害しとるということにもつながっているということでございます。

そういった中で、今まで委員会の中でも、関西電力の配線の碍子がいろいろと悪影響をしていると、そしてまた碍子を取り替えてもらったというような状況をお聞きするわけでございますけれども、そのときに、碍子と電波との因果関係みたいなもんはどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、2つ目の御質問にお答えをいたします。

まず、不具合の原因は、全てのケースにおいてノイズによる電波阻害であると認識をしております。ノイズが出ているかどうかということにつきましては、信号検出器という機器を使用いたしまして、家庭内の戸別受信機の周囲にある電化製品からノイズが出ていないか調査をいたします。その機器については簡易なものですので、全てのノイズを感知できるものではございません。

それから、もう一つは、スペクトラムアナライザーと呼ばれる電波計測器により調査をしております。これはアンテナ設置を委託している電気事業者さんが使用されているものですが、それを我々も貸していただいて、ノイズの調査を行うこともございます。この機器により、防災行政無線の電波とそれを阻害するノイズを可視化、グラフの上で見える化、確認することができます。防災行政無線の電波は確実に届いておりますので、繰り返しになりますが、不具合の原因はノイズであるということになります。

これまでの調査で、放送が聞き取れないほどの途切れ、また全く入らないといった状態になったときは、戸別受信機の周辺の電気製品から強いノイズが出ている場合が多く、放送は聞き取れるけれども、雑音があるという程度の状況の場合は、屋外で発生しているノイズが影響していることが多いと考えております。この屋外で発生しているノイズといいますのが、先ほど安部議員もおっしゃいました、関西電力の電線のアース部分、いわゆる白い碍子がついているところ、ここの接触不良といいますか、経年劣化によっ

て接触不良を起こして、そこから電磁波が発生するというふうなことがございます。実際、関西電力にも調査をお願いして、その修理をしていただいて、その周辺で出ていたノイズを止めることができたということも過去にございます。

こういった調査を頻繁にやっていただきたいわけなんですけども、関西電力もなかなかすぐには対応してくれないという部分もありますので、来年度の予算で関西電力が使っている機器をちょっと我々が購入して、我々の手でそういった調査も進めたいというふうに現在は考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。3点目の質問なんですけども、今、2点目の対策はどのようにされ、結果、経過はどのようになっているかの進捗を聞きたいわけでございます。今まで2点目の回答の中で若干の説明はあったんですけども、やはり関西電力さん等にもお願いし、対策を協力してもらっているというような話も聞いておりますけれども、どんどんどんどん協力的にして、何とか安定放送ができるような方向をもっともっと考えていただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、3点目の御質問にお答えをいたします。

不具合の対応、それに対する対策についてでございますが、まずは、戸別受信機の操作により電波の強度あるいはその質を確認できますので、その方法により、今そのお宅で戸別受信機を設置している場所が適切かどうかをまず判断をいたします。その反応がよくない場合は、戸別受信機を置いておられる部屋、もしくは屋外からのノイズが影響しているということになります。部屋の中ですと、パソコンのインターネットのルーターや、それからLED照明、延長コードのタップからノイズが出ているケースがよくあります。そういった場合、まず延長コードタップの使用はやめていただき、電源は壁のコンセントから直接取っていただくことをお願いをしております。あとは、よりよい設置位置を探して、その位置を変更していただいたり、また、どうしても適切な位置がない場合は、屋外の軒先にダイポールアンテナと呼ばれる長い外部アンテナを設置させていただきます。

ダイポールアンテナを設置する場合は、先ほども申しましたスペクトラムアナライザーという機器を使用して、屋外アンテナのよりよい設置位置を調査します。これらの対応でほとんどの不具合が解消できていますが、まれにこのダイポールアンテナでも受信しにくいお宅があり、その場合は、さらに性能の高い八木アンテナと呼ばれる外部アンテナを設置します。八木アンテナを設置いたしましたのは、これまでで2件となっております。

ちなみに、ここ3年間の屋外アンテナの設置等の件数並びに経費を申し上げますと、平成30年度が87件、設置費が114万7,046円、令和元年度が73件、設置費2

31万6,837円、令和2年度が、2月末実績ですけれども、37件、設置費用149万3,459円となっております。なお、件数が減っているにもかかわらず、後の年度のほうが経費が高くなっていますが、令和元年度の途中までは、アンテナ等の材料について、町にストック分がありました。令和2年度からはストックがなくなり、委託料に材料費を含んで支出しているということでございます。

また、屋外の送電線の絶縁不良箇所、先ほども申しました、碍子等のところから発せられるノイズが原因で防災無線の電波が阻害される場合、この場合、複数のお宅に影響が及んでいることが考えられます。先ほども申しました、5月に実施したアンケートで雑音があると回答いただいたお宅の地図落としをしておりますが、地図上で一定の地区に偏りが見られるところは、送電線からのノイズが原因していることが考えられます。関西電力に調査を依頼しておりますが、なかなか対応してもらえません。ですから、先ほども申しました、新年度予算で絶縁不良箇所を探查する機器、これはリークホーンと申しますけれども、これを導入させていただいて、我々の手でノイズ源を調査して、絶縁の不良箇所が見つければ、関西電力に修繕を依頼したいというふうに考えております。

以上、3点目の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。先ほど、平成30年度には87件、そして令和元年度に73件、それから2年度で37件、計197件の調査をされ、ダイポールアンテナを立てたという説明でございました。これによって何%ぐらいの、言うたら100%、ノイズ等が解消できたかというところ辺をお聞きしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。ダイポールアンテナの設置につきましては、実績につきましては先ほど申し上げた件数でございまして、これにつきましては、まず、不具合のあったお宅に調査に行きまして、部屋の中で戸別受信機の設置場所を変えることによって改善された場合は、当然それでまた様子を見ていただくということなんですけれども、それでも改善されない場合はダイポールアンテナというものを設置いたします。ですから、ダイポールアンテナでしか改善を見込めないという調査結果が出たお宅については全てダイポールアンテナに換えておりますので、不具合全体から何%改善されたというのは、数字としてはなかなか捉えにくいのではないかと。また、ダイポールアンテナをつけたお宅でも、またその後の状況でダイポールアンテナの位置も変更しないといけない場合も出てきますので、一概に何%、今改善できているといった数字は申し上げられないのが正直なところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。やはりダイポールアンテナの効果というもんもそれなりにあるんかと思っておりますけれども、あのダイポールアンテナの設置のときに、今、

各家庭をちょこちょこ見させてもらうんですけれども、縦向きにつけるとこと横向きにつけるとことあるんですね。あれの関係は、どういうふうに見極めてああいう形状になっとるんか、どっちからか、やっぱり電波の関係で縦向きにつけたほうが効果があると私は専門家からちょっと聞いたことあるんですけども、この辺のとの違いはどうですか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。ダイポールアンテナの設置の仕方につきましては、安部議員おっしゃるとおり、電波の性質上、縦につけたほうが受信しやすいといえますか、そちらのほうが適したつけ方だというふうに我々も聞いております。ただ、お宅によっては、あまり軒先に目立ったものをつけるのは避けたいとおっしゃる方がありまして、そういう方については横につけてみて、それで十分受信できるかということも調査の上で、どうしても縦は駄目だと言われるお宅については横づけにしている場合もございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。効果のいいほうを選んでいただくということはこれは肝腎なことなんで、それはそれでええんかも分かりませんが、やはりアンテナの使い方いうもんも十分気をつけていただいて、各家庭で目立つからちょっと横にしてくれじゃなしに、電波が入りにくかったらやっぱり縦向けにつけさせてもらいますというような方法もまた進めていただけたらいうように思います。

次に、4点目に入らせていただきます。防災行政無線システム等保守業務委託料は高額だと思うんですが、契約内容を十分精査されておられますかという問いでございます。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、続いての御質問のお答えをさせていただきます。

安部議員御指摘のように、防災行政無線の保守業務委託料は我々も高額であるというふうに感じております。

防災行政無線の神河町のメーカーはNEC、日本電気株式会社でございますが、保守点検もこれまでNECに委託をしてきました。非常に価格が高いため、値引き交渉もいたしております。また、NEC以外の他社に見積りの依頼もいたしましたが、このメーカーとのつながりががないため、点検そのものに応じることができないということでございました。結果としてNECと契約せざるを得ないという状況がありました。

ただ、NECの子会社であるNECネットエスアイという会社がございまして、実際の保守点検はこの会社が行っておりまして、この会社から作業員等が来て行っておりまして、ここと直接契約ができないか、これまでも再三交渉をしてきました。しかし、この業界の事情といえますか、親会社、子会社の関係で、なかなか直接の契約ができなかったわけですが、全国のNECの防災行政無線を採用している自治体からNECに対

して、何とかその辺りの改善はできないかといった要求がなされまして、来年度からNEC ネットエスアイからも見積りを徴することができるようになりました。

来年度の予算に絡む話ですが、令和3年度は稼働5年目ということで、放送端末のハードディスクや、それから基地局、再送信子局、屋外拡声子局、全てのこれらの設備のバッテリーの交換をNECのメーカーが推奨をしております。毎年の定期点検と合わせると、実に1,400万円余りの見積りの提示がございました。設備導入当初から設備更新計画として、こういったことは示されてはいましたが、何とかこの経費を抑えられないものか、メーカーとも協議を行いました。先ほど申しましたNEC ネットエスアイからは、ハードディスクは定期点検の結果を見ての交換、またバッテリーは再送信子局を優先して交換してはどうかといったような提案もありまして、そのような内容で、半額近い経費での設備点検メンテナンスの提案も受けております。同じメーカーを採用している他の自治体とも連絡を取りまして、情報交換も行いながら、経費の節減に努めているところでございます。

以上、御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。保守業務は長寿命化に欠かせない業務であると思います。重要な業務でありますので、そういうことは認識、十分しておるんですけども、恐らく保守業務について、マニュアルにのっとってチェックされているのかなと思うんですが、定期的に交換する、先ほど言われましたバッテリー等につきましては、思ったより早く消耗している場合と、また逆にいろんな場面が想定されるのですが、令和3年度当初予算の昨年よりも約100万円近くの増額になっております。先ほど1,400万の予算を要請されるということでしたけども、約半額ぐらいに抑えたという、これは皆さんの努力によってこれが抑えられた、これはうれしいことだというふうに思います。

今後、こういう形の保守業務は、ただ単にメーカーとか業者が言われるままに進めるんじゃないしに、やはりこっちもそれを受けて立つという気構えが大変大事かなというふうに思います。その結果によって、先ほど半額に抑えられたということでございますので、今後とも十分努めていただきたいなというふうに思っております。

じゃあ、次に、5点目の防災行政無線通信設備延長外接箱ハンドセット通信不良修繕とはどのような修繕なのかをお聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。安部議員の5つ目の御質問にお答えをいたします。

延長外接ハンドセットといいますのは、各区の公民館や集会所に設置をしております、公民館あるいは集会所と、それから役場との間で電話のように通信を行える機能、それから、公民館、集会所の屋外に設置した放送スピーカーで放送を行う機能がついた

設備でございます。

平成30年度、それから令和元年度と今年度、令和2年度にこのハンドセットの修繕費を支出しております。その内容につきましては、平成30年度におきましては赤田の多目的集会所の建て替えに伴うこの設備の移設工事、それから、令和元年度には柏尾ふれあい館と中村ドリームホール、令和2年度は加納営農センターと福本揚羽ホールでそれぞれ落雷により、この設備の基盤が破損をいたしました。役場との連絡する電話の機能は壊れてはいなかったのですが、外部スピーカーで放送ができない状況になっておりまして、修繕をいたしましたものでございます。これは保守点検により見つかったもので、修繕費用は点検の委託料とは別途となっております。

以上、安部議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。この修繕費用の発生なんですけども、赤田については公民館の建て替えということで、移設はこれは致し方ないかと思えます。

これも、各公民館にこの施設がついているようでございますけれども、落雷で修理するということは、やっぱりこれは大変大事な放送施設なんで、落雷防止という設備ありますね、テレビなんかでも逆電防止いうんですか、そういうような設備があると思うんです。そういうのを考えられたことはないでしょうか。やっぱりこれは大事な、切れると放送が途切れるということにつながりかねますんで、これらの対策は必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。議員おっしゃるように、非常に緊急時に使用する設備、防災行政無線設備自体がそういうことでございますので、いざ使うときに故障していたということは取り返しのつかないことになることは認識をいたしております。

落雷の故障を防ぐ、どういうんですか、対策、そういったものがあるのかなのか、今の段階ではちょっと把握をしておりますが、またそういったものもメーカーに問合せをいたしまして、対応ができるものであれば、そういったものも検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。そういう形で一遍調査してください。確かにあると思えます。

それと、これ、修繕費という形で上がっておるわけなんですけども、大体修繕いうことについては、いろんな設備の経年劣化によって機能が低下するとか、また故障が発生するとかいう形で、ある程度長い間使っておるとやっぱり修繕費が発生するというふうな解釈を私はしているんですけども、やはり故障とは、故障費、修繕費の上げ方がこれでええんかなというふうに私は、科目に、委託料の中に修繕費と、これが正しいんかど

うかいうことなんですけれども、この辺についてはいかがでしょうかね。突発的に故障した、これ修繕するんか、それとも、経年劣化じゃないけども、事故でこういう形で修理、これは修理費に当てはまるんじゃないかと、そんなふうに解釈するんですが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。修繕と委託の科目の設定の考え方というところでございます。

一つは、こういった更新に係る部分の中で、その内容の程度ですね、そういったところも含めた中で予算の科目の設定ということになってこようかというふうに思っております。ですので、具体的に数字的なところで、例えば金額がこれぐらいならば修繕であるとか、そういったところの部分だけで設定、判断するというようなところではございませんので、こういった形で、できるだけ分かりやすいような形で今後は予算の科目の設定というところに努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。考え方なんですけども、やはりそれぞれの機械、設備、それなり10年とか15年の、どないでしょうか、保証期間等、そういうのもあるかと思ひます。そういったものを定期的に交換するのであれば、これは修繕に当てはまるのかなと思ひたりするんですけども、逆にこういう形で、雷で故障したということについては修理費かなと、ちょっと私の解釈で思ひうんですけど、またよくお願ひしたいと思います。

それでは、6点目の戸別受信機屋外アンテナ設置業務委託料、今後も予算計上されるのかということでございます。これについては1点目の中でも説明があったんですけども、再度お願ひしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、安部議員の6つ目の御質問にお答えをいたします。

冒頭、町長からも申し上げましたように、防災行政無線の電波を阻害するノイズは、家の内外の電気機器や設備から、その状態によって、どうしても発生するものでありまして、根本的にこれをなくすことは不可能だと考えております。今日の説明の中でも申し上げましたが、パソコンのルーターや延長コードタップがノイズの発生源であれば、それらの機器から戸別受信機を遠ざけたり、タコ足配線をしないことで不具合は解消されますが、古い建物で壁の中の配線からノイズが出ている可能性があるケースや発生源が不明の場合もありますので、その場合は屋外アンテナを設置するしか方法がございません。したがって、屋外アンテナの設置に係る予算については、今後も計上させていただくことに御理解をいただきたいというふうに思ひます。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 令和3年度も192万8,000円の当初予算が組まれております。これについて、アンテナの単価と、今後、改修件数を何件ぐらい予定されているのかをお聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。ダイポールアンテナの設置に係る経費というところで、1件当たりの単価でございますが、個々の材料費であるとか手間賃の明細はあるんですけども、少し計算をしないと正確な数字が出ないんですが。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。アンテナの単価だけでよろしいです。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 申し訳ありません、少し時間をいただきます。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。ダイポールアンテナということでございます。この見積りの詳細についてはまた確認をするということでございますが、これまでの説明の中で、1万8,000円から2万円程度ということで私どもは聞いております。その辺りで御理解をいただければなというふうに思います。よろしく願います。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） ありがとうございます。

災害の発生がないことを願うのですが、天災はいつ、どこで、どのような状況で発生するか分かりません。台風、大雨等は天気予報等で少しは想定もできますが、特に地震は予想がつかないのが現状かと思えます。

3月11日には東日本大震災から10年を迎え、様々な特集が組まれておりました。被災された多くの方、特に家族や友人を亡くされた方においては、10年であろうが20年、何年たっても心の傷は癒やされることがないと、そんなお話を聞き、深い悲しみの中で生活をされている様子を目の当たりにしたときに、やっぱり災害への備えとして防災行政無線の重要性を認識しなければならないというふうに思ったところでございます。

住民皆様に正確な情報を発信することにより安心を提供するとともに、被害を最小限に抑えられるよう不具合を早期に解消されることを切にお願いするものでございます。

これについて、何か御意見ございましたら願います。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。先

ほどダイポールアンテナの材料費について御質問ありましたので、その部分について、まずお答えをさせていただきます。

本体とあと附属品等がございまして、設置場所によって使う材料の長さが違ったりと、かしますけども、材料費といたしましては1か所当たり約1万1,000円を予算としては見込んでございます。

それから、先ほどの御質問ですけども、議員おっしゃるとおり、防災行政無線、災害時あるいはそういった緊急時に住民の安全・安心を守る非常に大切な設備であるというふうに認識をしております。また、神河町においてはそれ以外、平時から町からの行政情報なりお知らせ、また地域でもいろんなお知らせ等に御利用いただいております、そういった地域コミュニティの非常に重要な役割を担っている設備というふうに私自身も考えております。

こういった設備が本当に災害時に機能しないといったことがあると、これはもう本当に取り返しのつかないことになります。大きく言うと、住民の安全・安心、そして命を守る設備かということが言えると思いますので、常に良好な状態で住民の皆様に使っていただけるように、私どもも日頃から、放送が問題なく届いているか、住民の方にも常に関心を持っていただくような啓発をこれからも続けていきたいと思っておりますし、不具合があればすぐに対応するように努めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。（「1万8,000円と1万1,000円の差は何や。1万8,000円と1万1,000円」と呼ぶ者あり）

○議長（廣納 良幸君） 住民生活課長、ちょっと整合性がつくように、また安部議員に後できっちりしておいてください。

それと、全員にお配りください。お願いします。

日和課長、それでよろしいやろう。

○総務課長（日和 哲朗君） 1点だけ。

○議長（廣納 良幸君） 日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。私、記憶の中で、1万8,000円から2万円程度ということでお話をしましたが、このダイポールにつきましては、購入の年度とか、そして数等によっても変わってこようかというふうに思っております。私の家も実はダイポールをつけておりますけれども、そのときに聞いた値段というところで、恐らく1万8,000円から2万円だったというところで記憶をしておりますので、その当時にはその程度で設置をしていただいた価格がそれぐらいであったというところで、発言の補強をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） そうしたら、先ほども質問しましたように、改修件数も、できればまた後ほど教えていただきたいと思います。

とにかく役場からのいろんな情報発信、これについては、町民の皆様もこれによって

いろんな行動をされると思いますんで、またその辺の正確な発信ができるような施設を十分確保していただきながら、今後の行政に努めていただきたいと思います。

これから暖かくなるにつれまして、雨の多い日も続くかと思います。そういった中の対策も十分考慮していただきたいというふうに思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で安部重助議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、6番、小島義次議員を指名します。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島義次でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第1番目ですけれども、安全に通学できる環境づくりをとということで、前回の一般質問において上げさせていただきました通学路交通安全プログラムに載せてある事業については、横断歩道あるいはグリーンベルト等、順次実施されて整備が進んでいることは大変ありがたいことだと思います。

しかし、そのプログラムには掲載されていませんが、全町を見てもみると、まだまだ安全対策を進めなければならないところがあります。その一つが横断歩道のライン摩耗による白線の消滅部分です。ドライバーからは、横断歩道の確認がしにくいところがあります。この横断歩道のラインの白線は何年ぐらいで引き直しされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。私からは、安全に通学できる環境づくりの観点から、子供たちの通学路の交通安全対策の取組状況について、総括的にお答えさせていただきます。

通学路の交通安全対策については、昨年12月議会の一般質問において、小島議員からの御質問にもお答えさせていただいておりますが、福崎警察署、姫路土木事務所福崎事業所や学校、役場関係課で構成する神河町通学路交通安全対策協議会において、学校やPTAによる安全点検の結果を踏まえて、年1回協議会を開催し、対応策等の協議を行っております。また、緊急性を要するものについては、直ちに関係者で現場確認を行い、対応策を検討し、対応しているところでございます。

近年は防犯上の観点からの対策も必要となっておりますので、関係機関の連携をより一層密にするとともに、子供たちへの安全教育もしっかり行うことで、通学路の安全対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、具体的な項目ごとの回答につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、小島議員の質問、①横断歩道の白線の引き直しは何年ごとに行うのかについてお答えさせていただきます。

横断歩道は兵庫県公安委員会が設置をするもので、直接の事務は警察署でございます。神河町を管轄する福崎警察署交通課に確認をいたしたところ、経年劣化により薄くなった横断歩道の引き直しにつきましては、まず、警察署ごとに現地調査を行い、1つ目といたしましては横断歩道の摩耗度、2つ目として道路の交通量、横断者の通行量、3つ目といたしまして通学路であるかどうか、4つ目といたしましては地域要望があるかどうかなどによって総合的に判断をし、箇所ごとに4段階の優先順位をつけたものを県警本部に上申をされ、県警本部がそれを受けて、優先順位の高い箇所からまとめて1年に1回、工事発注をされているとのことでございます。ゆえに、横断歩道の引き直しにつきましては年数で決まるものではなく、一概に何年で引き直すとは言えないとのことでございます。町といたしましては、薄くなっていることを把握した場合、集落から薄くなった箇所の報告があった場合、通学路交通安全対策協議会で横断歩道の引き直しを要することが確認された場合などについては、遅滞なく警察へ報告をしております。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

年数で決まるものではなく、使用状況により違うということだということです。

ここに今出てきました4項目のところ、総合的判断により実施されるとのことですが、少なくとも通学路上の横断歩道について、消えかかっているところの白線の引き直しは早急にできないものでしょうか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。①の御質問の横断歩道の引き直しと同様の回答となります。

通学路であれば優先順位が上がります。町といたしましても、通学路である横断歩道については、通学路であることを添えて警察に報告をしておりますが、横断歩道などはある日突然薄くなるのではなく、経年劣化により徐々に薄くなるものです。よって、横断歩道だけでなく、通学路のあらゆる危険箇所について、学校、集落等からも情報収集を行い、早期に対処をしなければならない箇所、また、その予備軍について警察あるい

は道路管理者に報告することにより、より安心・安全な通学環境の保持に努めてまいります。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

この通学路上の横断歩道について、消えかかっているところも多分あると思うんです、私が見たところ、消えかかっている、もう半分しかないとか、ほとんど消えてるとかいふところもありましたけれども、この部分について、通学路上の部分について、これは交通安全プログラムに載せることはできないのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。プログラムは、先ほども答弁にあったんですけども、PTAや学校が点検して上がってくるものですが、また教育課、地域からの声も吸い上げて協議会にかけておりますので、そういったところも踏まえてプログラムに計上することは可能でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） できるだけこういう子供たちの安全を守るべきところがあれば、そのところは優先的にプログラムに載せていただいて、早速対応していただきたいと思います。

もう一つ、これは宮野区の住民の方からの意見、要望があったものですが、子供には道を歩くときは白線の外側を歩くように言っていますが、道路の白線、いわゆる側線ですね。それが消えてしまっているのです、何ぼ言っても意味をなさないということ。だから、道路の側線を引き直してほしい。そうすれば、子供たちも下校時など、安全な通行ができるのではないかと。できれば山側にグリーンベルトを引いてほしいとの声がありました。場所は高朝田の寺前造園石材置場から西方面です。宮野公民館までの町道、バス路線になると思いますが、この路線名は町道上岩宮野線（26008）号線になるのでしょうか。この路線部分は、並行する村道もなく、バスや車がよく通り、狭くて危険度も高い道です。その路線の側線が完全に消えてしまっています。一方、寺前造園石材置場から東方向、いわゆる寺前小学校方面への通学路は、昔からの村道を通っているため、車はあまり通らないので安全な通学路だと言えます。ちなみに、宮野の登校班人数は11人と幼稚園児数名、それから、高朝田の登校班人数は15名と幼稚園児が数名いるとのことで、朝の登校は班でしています。放課後の下校は班になりますけれども、数人になって、1人、2人となって下校する場合もあるということです。このバス路線の通学路に側線を引き直すことは安全性の効果が高いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。それでは、小島議員の質問の3番目、町道上岩宮野線の通学路部分の側線の引き直しはできないかについてお答えさせていただきます。

道路に関する情報は、多くの住民の方々から建設課のほうに情報を提供いただいております。その都度、対応はさせていただいておりますが、まず、国道312号、神河町内の各県道や播但連絡道路に関する情報につきましては、兵庫県姫路土木事務所や兵庫県道路公社播但道管理事務所に情報を提供し、対応をお願いしているところでございます。その他の道路につきましては、内容にもよりますが、関係区長様に報告して対応を協議をさせていただいております。緊急を要するものにつきましては、建設課職員で対応できるものは職員で対応させていただいておりますが、できないものについては、緊急工事契約をしております建設業者に依頼をして、対策内容にもよりますが、それぞれ関係区長様に事後報告をしております。

小島議員の御指摘の箇所につきましては通学路であります。先ほども答弁の中でもありました、神河町通学路交通安全対策協議会のほうでは要望がございませんでした。そのため、対応といたしましては、該当の路線が宮野区内または高朝田区内の生活道路でありますので、道路管理上の観点から宮野区長、また高朝田区長様に協議をさせていただいて、対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

これも今後、通学路交通安全プログラムに載せることはできないのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。これにつきましても、グリーンベルト、以前から、大変、比較的経費も少なくて済むというところと、経費の割には効果が大きいというところがございますので、前向きに検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。ぜひとも子供たち、安心して登下校できるような状況になればいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願います。

次に、時代に即した防災体制について改めてお尋ねします。先月、2月13日夜に福島県で震度6強の地震がありました。被災された皆様方にはお見舞いを申し上げます。前回からほぼ10年目にまた起きたということです。この神河町では南海トラフの地震の影響も予想されていますので、改めて防災体制について確認させていただきます。

災害時の防災対策については、地震、風水害等、日頃から万全を期されていると思い

ますが、各避難所における防災備蓄品の数量あるいは状態は十分でしょうか。また、その中には避難所における新型コロナウイルス対策備品としてのものもあると思いますが、それらの有用性はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

毎年のように日本列島へ接近、上陸し、全国のどこかで大きな被害をもたらす台風ですが、昨年は12年ぶりに上陸がゼロの年でありました。しかしながら、令和2年7月豪雨と命名された梅雨前線による集中豪雨で、熊本県を中心に九州や中部地方で甚大な被害があり、全国で80名を超える貴い命が失われたわけであります。改めて、犠牲になられた方の御冥福と被害に遭われた全ての方々に対しお見舞いを申し上げるところでございます。

幸いなことに神河町では集中豪雨にも見舞われることなく、安堵した1年だったと感じております。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでと違った防災体制を整えていかなければならない年となりました。それは、災害警戒時または発生時に多くの方が避難所を訪れた際、密閉・密集・密接といういわゆる三密の感染症リスクが高まるため、これを防ぐための物資・資機材の準備、避難所運営の見直しが必要となったことでございます。昨年の6月議会で補正予算を組ませていただき、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、パーティションや段ボールベッドをはじめとした備品や、手指消毒剤などの衛生用品を調達させていただきました。また、これらを使用した職員の避難所運営訓練も実施したところでございます。また、国の3次補正を活用し、感染症対策防災安全安心確保事業として、さらなる防災体制の整備を図るため、必要な資機材を令和3年度の予算にも計上させていただいております。新型コロナ感染症はまだまだ予断を許さない状況であり、今後も引き続き国や県のガイドラインに基づき、また、訓練や検証を行いながら、感染症対策を見据えた防災体制を整えていく必要があると考えております。

なお、万が一災害が起こった場合には、県や他の自治体、また企業、事業所と締結している災害時応援協定に基づいて、不足する物資を調達いたします。これまでに締結している協定としましては、兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定、西播磨地域災害時等相互応援に関する協定、播磨広域防災連携協定、埼玉県神川町との災害時相互応援に関する協定、企業、事業所では、コメリ災害対策センター、ナフコ神崎店、マックスバリュ西日本株式会社、生活協同組合コープこうべ、株式会社エーコープ近畿、ゴダイ株式会社、株式会社ジュンテンドーとの間で災害時における物資の確保に関する協定を、キンキサイン株式会社とは災害時における飲料水の提供に関する協定、一般社団法人兵庫県トラック協会とは災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する協定、そのほかプロパングス協会とも協定を締結させていただいております。

以上のことを踏まえまして総括答弁とさせていただきます、個々の質問につきましては、

防災特命参事のほうから御説明させていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、小島議員の防災関連の1点目の質問にお答えをいたします。

防災備蓄品の数量につきましては、西播磨地域防災協定に基づいた、山崎断層の地震発生時の想定避難者数から西播磨5市6町で備えておくべき目標数量が基本となっており、その数量あるいはそれ以上を備蓄するよう努めております。アルファ化米や乳幼児のミルクなど賞味期限のあるものについては台帳で管理し、賞味期限が来るまでに訓練やあるいは学校等へ配布し、新しいものを購入して補充を行っております。また、ミルクについては乳幼児教室などで活用しております。

新型コロナウイルス対策備品については、例えば飛沫感染を防ぐための間仕切りスペースは、県が示したガイドラインに基づき、世帯の標準モデル3人世帯が避難滞在に必要な20平方メートルに一つの間仕切りスペースを配置するとして、各避難所のフロア面積の共用部分として必要な面積を除き、設置できる個数を割り出して購入数量を決定いたしました。

そのほかの備品については、各避難所のスペースを勘案し、配置できる数量を準備しているところでございますが、例えば段ボールベッドは体調の優れない人用として各避難所5個ずつ、また、隔離や個室スペースに使用いたしますテントも各避難所に5基ずつは配置できる数量を現在用意しております。

基本的に県のガイドラインに基づいた物資を調達しているところであり、その有用性については感染症拡大のリスクを低減できるものと認識をしております。なお、これらを使った避難所運営訓練をこれからも行い、使用方法の習熟とさらに足りないものがないか検討いたしまして、住民の皆さんが安心して避難をすることができるように準備をしておきたいと考えております。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

この防災備蓄品の、前に聞いたかもしれませんが、もう一回お願いします。防災備蓄品の点検、1年間のいつ頃されているのか。それから何回ぐらいされているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。まず、備蓄品の点検でございますけれども、出水期を迎える前、5月入ったぐらいの時期に点検をいたしまして、足りないものがないか、あるいは賞味期限が切れてるものはないか、そういうようなものが交ざっていないかというふうなことを点検いたしまして、そして、それぞれの避難所に常時置いてるものもあるんですけども、こちらの倉庫に置

いてあるものをそのときに出水期前に運んだりというふうなことで備えております。それ以外といたしましては、昨年でいいますと職員の訓練を行ったわけなんですけども、その前にも点検をいたしましたわけですが、今年度についてもこういった訓練を予定したいと思っておりますので、そのときに改めて点検もしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 分かりました。一応5月頃といえ、1年に1回と解釈してよろしいですね。そのほか、特に訓練前にも点検を実施すると、それはプラスアルファでやってるということと解釈いたします。

これが役に立っては困るんですけども、万一役に立つような場合、もし仮に山間部で陸の孤島となったような場合の地域において、その備蓄品はどこにあって、どうなるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。議員おっしゃるように、こういう山あいの町でございまして、そういった甚大な災害が起きたときに孤立する可能性のある集落というのは何か所かありまして、そういったこの連絡あるいはこういった備蓄品の調達というのは大変懸念があるところでございます。はっきりと、申し訳ございません、ちょっと把握はしておりませんが、各区である程度備蓄品を用意されているところもあるとは思いますが、町が備蓄してるのは、具体的に言いますと、越知谷のアクティブセンター、それから粟賀の神崎小学校、そして、こちらに來まして寺前小学校、それから神河中学校、それから旧南田小学校の体育館、そしてセンター長谷と、この避難所に配置をしているわけでございます。今おっしゃいました、もし孤立地域が出たときについては、運搬に大変苦慮することも予想されます。最終的な手段といたしましては、県の防災ヘリ等の依頼であるとか、また自衛隊にお世話になるとか、そういった方法で運ぶことも想定されるということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。あつてはならないことだと思いますが、そういう山間部で陸の孤島になるような地域ができた場合の対応策を、今言われましたように、日頃から、どうですか、想定しておいたほうが、そのときには役に立つのではないかと考えております。

次に、避難所へ行く道順に、いわゆる住民の方が不安を持ってないかというようなことがありました。これは地域の方からの声がありましたものですが、上岩の西の高朝田口の住民の方からあったものです。避難所になっている中学校へ行くのに、県道には歩道があるが、夜歩いてみると、街灯がないので真っ暗であると。危ないので何とかならないものかとの声を聞いております。私も夜に確認しましたが、上岩のローデックスの

事業所から中学校方面へ歩いていくと、歩道を照らす街灯があるのは上岩多目的集会所に一つ、コンビニの西側トイレの、あれは西のグラウンドですか、そのフェンスのところの一つ、その後は中学校のロータリーの水銀灯までは街灯はなくて真っ暗だったと確認しております。このルートは平時でも夜にジョギングやウォーキングをする方、もちろん昼間もそうですけども、する方もありまして、利用度はあるほうだと思います。災害時の安全対策としても、少なくとも数か所の街灯が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、小島議員からの御質問の2点目、避難所へ向かう際のルート上の問題と申しますか、特に照明、街灯の関連についての御質問にお答えをいたします。

住民の方が災害時に避難所へ向かう際の避難ルートについては、各区やまた各家庭において、町がお配りをしておりますハザードマップを参考に、日頃から確認していただくようお願いはしているところでございます。そういったことも含めて、各区において地区防災計画の中で非常時の体制を確認いただきたいと考えておりますが、新型コロナウイルスの影響もあり、この地区防災計画の策定につきましては、地域で集まっていただく機会がなかなかつくりだせていないというのが現状でございます。しかし、コロナ禍の中にあっても、災害はいつ起こるか分かりません。ですから、防災意識を常に持っていただくことと、それから、地域防災力の向上のための取組を進めていただけるよう、町としても情報発信あるいは啓発に努めていきたいというふうに考えております。

議員御指摘の中学校へ向かう県道の歩道の街灯の件ですが、建設課のほうに確認をいたしますと、道路管理上からは街路灯の設置基準には当てはまらないとのことでございます。ですから、区長様を通じて防犯灯の設置基準にも照らし合わせながら検討をさせていただきたいと思っております。なお、街路灯や防犯灯があっても、災害時には停電でその辺り一面が明かりがないという、そういった事態も十分考えられますので、日頃から懐中電灯を御用意いただいて、避難の際はそれを御持参いただくように住民の皆様にも啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 小島でございます。ありがとうございます。

今、設置基準に当てはまらないという答弁ありましたけれども、具体的に、例えばいろんな項目があると思うんですけれども、あの路線につきましてはどのような設置基準に当てはまらないかということは分かりますでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。御指摘の場所につきましては、県道加美穴栗線でございます。県が道路管理をしているところでございます。県の道

路街路照明灯の設置基準につきましては、街路灯につきましては連続照明、続けてずっとつける照明の仕方と、それから局部的につけるところというふうな、場所によっても違いますけども、連続照明をつけるということになりますと、やはり交通量の多い市街地部分等が該当基準になっております。

それから、局部照明ですけども、これにつきましては交通量の多い交差点または橋梁部分とか横断歩道があるところとか、あと、道路上特に必要があると認められるところというふうになっておまして、県のほうに確認しますと、この加美穴栗線、主要道路でございますけども、この県の基準には該当しないというところで確認をさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。いろんな基準がそれぞれ県とか町にはあると思うんですけども、住民の立場から見て、これは必要だなというところがあれば、厳しい財政状況の中ですけれども、少しずつでも改善していただくようお願いしておきます。そうすれば住民の方の生活の安全度が増していきますと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、最後になりますけれども、地域包括ケアシステムの機能状態についてお伺ひします。

地域包括ケアシステムの機能の進捗状況についてですけれども、令和3年度の予算概要説明の中で、地域包括ケアシステムの推進については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、関係者間の連携で検討した具体策を段階的に実施していきますとあります。これは主意ですけれども、このシステムが全部完了、この全部完了というのは、いろんなタイプがあると思うんですけども、私が思うには、関係機関との連携や調整ができて、少なくとも起こり得る状況に対応できる状態になったと想定しております。それがまあまあほぼ完了というふうに思っておりますけれども、そのような完了が終わって、スムーズに活用されていると仮定した状況から見て、現在ほどの程度まで、何割ぐらい進んでいるのかお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

日本は、諸外国に例を見ないスピードで少子高齢化が進んでいます。総務省統計局の推計によると、65歳以上の人口は2018年8月に3,530万人を超えており、2040年には約3,920万人を迎え、その後も75歳以上の人口の割合は増加し続けることが予想されています。団塊世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が増えることが想定されています。こういった背景から、国は医療と介護を病院や施設等で行うものから在宅で行うもの、つまり、住み慣れた地域の中で最後まで自分らしい生活ができるようにと、地域の包括的な支援・サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しているわけであります。この地域包括ケアシステムは、住

まい・医療・介護・予防・生活支援の5つの柱を掲げ、地域の実情や特性に合った体制を整えていくものです。当町においては、医療の核として、神崎総合病院を中心に医療と介護の連携を構築中です。また、地域では住民の皆様の協力をいただき、生活支援協議体、地域の集いの場などを積極的に開催していただいています。これからも地域の皆様と行政とが協力し、住み慣れた地域で安心して人生の最後が迎えられるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、健康福祉課特命参事から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

どのようなお体の状況にあっても、住み慣れた我が家、地域で人生の最後まで過ごしていきたいという思いは誰しも同じです。これらの希望をかなえるためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった様々な支援が必要となってきます。地域包括ケアシステムとは、それらの支援が地域の中で必要な人が必要なときにスムーズに利用できるようなまちづくりと言えます。

それでは、当町の取組について御説明をさせていただきます。

医療と介護の連携につきましては、平成27年度に神河町在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げ、在宅みとりができる町、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる町を当町の目指す姿として掲げ、検討を重ねております。現在までに出来上がった成果物といたしまして、一つ、住民の皆様に町内の医療機関と介護施設の詳細についての医療と介護の資源マップを作成をし、各戸に配布をいたしました。2つ目に、認知症ケアネットを作成し、認知症と診断された方への今後の生活の道しるべ的な冊子で、介護保険を申請された方や相談に来られた方へお渡しをさせていただいております。3つ目に、「わたしノート」と名をつけたノートを作成し、介護保険を利用されている方が、主治医の先生や介護施設、サービス事業者との連携を図るツールとして活用していただいております。これらの成果物の作成に当たりましては、町内の医療機関・介護施設から選出していただきました専門職の皆さんが一生懸命検討していただいたものですので、他市町にはない、我が町独自の使いやすいものとなっております。

現在は、在宅みとりをテーマに問題点の洗い出しを始め、検討を進めています。今後は、災害時の医療・介護の連携、新型コロナウイルスのような感染症の連携の方法について、また24時間切れ目のない連携など、検討すべきことが山積しています。そのような問題を町内だけでは解決できませんので、広域での連携を視野に入れ、平成30年4月に神崎郡医師会に委託をし、神崎総合病院に神崎郡在宅医療・介護連携支援センターを設置いたしました。ここでは郡医師会長をリーダーに、医療と介護の代表者会議を月1回開催し、広域での課題と連携の方法について検討をしております。

当町には、地域包括ケアシステムを構築する医療として、神崎総合病院を核とした展開を行っております。当病院には、地域包括ケア病棟があります。この病棟は主に患者の緊急受入れ、急性期を終えた患者のリハビリテーション、在宅生活復帰支援の3つの役割を担っております。患者さんが安心して在宅復帰ができるよう、入院中から在宅復帰に向けてリハビリを行い、必要な人には専門職が自宅まで出向き、住宅改修の場所の点検をしたり、退院調整の会議を地域連携室が中心となって行い、地域包括支援センターやケアマネジャーとの連携が図られています。

次に、予防についてです。介護状態にならないようにするには予防することが在宅生活を継続する上で最も大切なことです。現在、町内では27か所の体操教室が住民ボランティアを中心に実施をされています。また、認知症予防としてナースボランティアによるほがらか教室を開催しています。教室に参加することで、気持ちが明るくなり、前向きに生活が送れるようになった人もあり、教室の意義を感じているところです。

介護保険を利用している、していないにかかわらず、誰でも身近で気軽に行ける場所で、地域の皆さんと顔を合わせ、触れ合うことが元気になれる秘訣です。その中でも集いの場の開催は各区内で様々な方法で開催をされており、その中で体操を組み入れて元気づくりをされています。また、社会参加が何よりも介護予防となります。人生100年時代を見据え、高齢者の生きがいづくりと、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていく必要があります、ひいては地域でのまちづくりに大きく貢献することにもつながると思います。

次に、生活支援についてです。これは、地域での助け合い・支え合いを意味するものです。その一つに生活支援協議体があります。地域での困り事を住民の皆さんと協議し支え合う方法を検討していくものです。現在、14地区で立ち上がっており、地域での様々な活動を展開されています。

当町では、独り暮らし、高齢者世帯が年々増えており、ますます生活支援の必要性は高まってきています。そこで、地域見守り支え合いネットワーク会議を設置をいたしまして、地域住民・民間企業・専門職が一緒になって体制の構築に向けて検討を進めております。例えば、うぐいす荘では独り暮らし高齢者への電話や訪問による見守り、郵便局では月1回郵便局員が高齢者宅を訪問するみまもり訪問サービスを、シルバー人材センターでは、ごみ出し支援のサービス、神崎工事人会では、高齢者や障害者が住みやすい住まいについて学習会を開催、商工会では「暮らしの便利帳」を発行されました。また、小学校・中学校の児童生徒への認知症サポーター養成講座を実施し、地域での見守りの大切さを説いております。

最初にも述べましたが、地域包括ケアシステムはまちづくりです。医療と介護の連携をはじめ、健康づくりのための介護予防、地域の人たちが支え合う集い場やサロン、協議体が手がける災害時の台帳づくりや命のカプセル、声かけ、お出かけ号を利用したお買物ツアー、ほかにもいろいろな取組をされている生活支援です。一つ一つの事業が線

になり、面となって神河町の高齢者支援がなされています。

これからも必要とする支え合いは多岐にわたり増えていくものと思われます。地域包括ケアシステムには完成はありません。これからも地域の皆様、民間企業、専門職等とともに協議を重ねてまいりたいと思います。

長くなりましたが、以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 詳しい説明をありがとうございます。

この中で、いろんな成果物を今言われましたけれども、せっかくつくっていただいた成果物、例えば「わたしノート」等、その効果といいますか、町民の方の反応はいかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 今申しました3つの成果物ができております。まず、資源のマップにつきましては、こういったところにこんな施設があるんですねとかいう反応はたくさん、当時は寄せられました。これはどういうところですかというお声も聞かせていただきました。残念なことに、各戸お配りはしてるんですけれども、興味がある方は大事に取っておられるんですけれども、今のところ必要でない方は、そんなんあったかなって言うふうに言われる方もありますので、やはりこれが大事に使っていただけるように、少しまた工夫もしていかなければならないかなというふうに思っております。

あと、認知症ケアネットにつきましては、これは対象者の方に直接御家族さん等を中心にお話をさせてもらっております。反応といたしましては、これから先の不安を少しでも払拭することができるかなというふうに手応えは感じております。

あと、「わたしノート」につきましては、これも介護保険を使ってらっしゃる方にお使いしております。各施設へ介護サービスに行かれるときに持っていったり、受診に持っていかれたり、医療と介護のつなぎ役になるノートですので、御家族が一つ一つ説明しなくても、その中にしっかりとケアマネジャーの名前であるとか、これまでの既往歴であるとか、いろいろな個人情報たくさん書いてもらっておりますので、一つ一つ説明しなくてもあれを見ればつながると言うような活用をしていただいておりますので、助かっているというお声も聞いております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。

せっかくつくったものが町民の方、これはありがたいという思いであれば、非常に役立って、助かるんじゃないかと思っております。

そのことはまあまあ成果としていいんですけども、一方、検討を進めている問題点の洗い出しとか、検討すべきことが山積しているとか、その検討している事柄もあると思いますけれども、これは今、出来上がったものじゃなくて、これから先について検討段

階と考えてよろしいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 議員のおっしゃるそのとおりです。現在検討しておりますのは、在宅みとりについてです。みとりをしたいという御本人と家族の希望を一致していただきまして、それが医療機関である方もありますし、介護施設の方もありましようし、もちろん在宅で最期をみとりたいと言われる方がおられます。その方々の思いにかなえるような医療と介護の連携を取るための協議を今しております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

それと、この公立神崎総合病院には、地域包括ケア病棟がありますとありますが、これ現在、利用実績はどのぐらいなのでしょう。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。現在、地域包括ケア病棟は中館3階病棟でございまして、50床でございます。今ちょっと数値は持っておりませんが、1月、2月ぐらいには45床を超えるような患者を受け入れてるといふような状況であったと記憶をしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。結構利用される方が多いということだと思いますので、これの効果は非常に高いのではないかと思っております。

続いて、2月10日の民生福祉常任委員会でも報告がありましたが、生活支援協議体の設立が町内全体見渡しますと半数程度だったかなと思います。まだこれからという区もありますが、進まないところは一体どういうことが原因だと思われるのでしょうか、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、協議体の設立数は14地区でございます。進まない原因といたしましては、区内の住民の人数が少なかったり、高齢者の進む地区であったり、また、新たな組織を立ち上げることに苦慮されてる地区でもあります。そのような背景が進まない原因と思われるので、一律に地区での設立とは言えない状況です。今後は、立ち上げが困難な地区にはブロック単位に立ち上げていくことも検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。

いろいろな状況があったり、あるいは地域の特性があったりして、なかなか全体をしっかりと進めていくのは大変だと思うんですけども、進まないところ、そのようなところをどのように解決していくのか、あるいは住民の皆さんが納得して、行く行くは自分にも返ってくるのだということのプラス面での説明もどんどん入れてほしいと思います。私もやがてはそういうところでお世話になるかと思うんですけども、そのように、この地域包括ケアシステムが整備されて実際に動き始めると、今、検討中とありましたけれども、それがきちんと整備されて動き始めると、住民にとってどのような利便性もたらされるのかということで、住民にとってそんないいことがあるのか、それではもっと協力していこうとか、そういう気持ちにならないものかと思うんです。町として地域包括ケアシステムに向けて、いろいろな取組をされていますが、その取組が終わり、スムーズに動き始めたときに、住民の方にはこのような利便性もたらされ、住みやすい町になるのですよなど、結果としてのプラス面のPRをもっと情報として流してはどうかと思います。そのことがまちづくりの効果的な作用も生んでいくのではないかと思います。

いわゆる住民にとってのメリットはどのようなものがあるということですが、もう時間もありませんので、そのメリットを端的にちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。先ほどもお話をしておりますが、地域での困り事、あるいはその困り事は個人ではあるんですけども、地域の中を見回しておりますと、やはり同じような悩みを持つ方が点在されてるというふうに思います。それを地域の中で、もちろん行政がしなければならないところは行政になりますが、地域の中で少しの困り事を皆で協力することが、ちょっとしたことの協力が高齢者を支えることになると。あと、今言いましたように、住み慣れた我が家、地域で生活を続けるためには、これは人ごとではなく、我が事として一緒に考えていただく、そのための方策になりますよということのメリットがあると思います。あと、やはり昔でしたら隣近所、隣三軒両隣という言葉がよくありました。そういった地域の中の間人間関係がすごく濃いところもありましたが、現在はやはりなかなか人と人の交流が薄くなってきている。こういった地域の特性は田舎でも起こり得ることです。ですが、この協議体を立ち上げることによって、地域の活性化、復帰、住みよい町ができるといったことのメリットがたくさんあります。ただ、今14協議体、立ち上がっておりますが、この立ち上がられてる協議体の実践例というものを今後広くPRさせていただきながら、こういったメリットがあるなというのは、実践を見て感じ取っていただけるものが多いと思いますので、そういうことをPRしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。

これから高齢者人口もますます多くなります。地域包括ケアシステムの重要度がますます増してくると思います。多くの調整が必要で大変だと思いますが、全住民が住みやすいまちづくりのために、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日から3月24日まで休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から3月24日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、3月25日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後1時56分散会
